

組合員資格得喪通知書

下記事由により組合員資格を得喪したので、土地改良法第44条第1項の規定により通知します。なお、権利義務の承継に係る賦課金等（経常賦課金、農地転用等決済金、過年度滞納賦課金及び過怠金等）は、得喪者で確認し合意の上、資格取得者が定款及び法令の定めるところにより納付することを確約致します。

令和 年 月 日

中勢用水土地改良区理事長 様

(注1、2) 資格喪失者 住 所

(現組合員) 氏 名

(組合員コード)

〒 -

(注1、2) 資格取得者 住 所

ふりがな

(新組合員) 氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日 (男・女)

日中連絡先 - -

(注3)

所属選挙区 第 区 (組合員コード)

記

(注4)

1、資格得喪の対象たる土地（現組合員から新組合員へ 全部 一部 ）

市町	大字	小字	地番	地目	用途	地積 m ²	備考

2、資格得喪の原因及びその時期

原 因 相続、相続放棄、売買、経営移譲、他 ()

農地中間管理機構を介した貸借契約、左解約

時 期 令和 年 月 日

添付資料 土地登記簿、機構等が証明する資料、他 ()

3、賦課金の納付

徴収異動 令和 年度分から ()

(資格喪失者 ・ 資格取得者 に係る 法定代理人 ・ 後見人 ・ 保佐人)

○印を付けて選択して下さい。

〒 -

(注2) 住 所

ふりがな

氏 名

日中連絡先

-

-

1、資格得喪の対象たる土地

市町	大字	小字	地番	地目	用途	地積 m ²	備考

〈 通信欄 〉

〈 記入に関する注意事項 〉

- (注1) 得喪者 法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地を記入して下さい。
- (注2) 代理人 資格喪失者又は資格取得者に法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所（法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地）を裏面に記入して下さい。
- (注3) 選挙区 定款附属書総代選挙規程に規定する組合員の所属選挙区は、組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地によります。権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、組合員（選挙人）が指定して土地改良区に届け出た土地の所在地によります。選挙区は、1旧津市、2亀山市、3津市河芸町、4津市芸濃町、5津市安濃町、届出がないときは土地改良区が指定した土地の選挙区とします。
- (注4) 対象土地 資格喪失者の別添土地原簿に登載されている土地につき、相続等によりその全ての土地（筆）が資格得喪の対象である場合は、「全部」（全筆）を選択し、「一部」（筆）の場合は表に記入して下さい。記入欄が不足する場合は裏面（次頁）に続けて記入して下さい。

〈 土地改良区使用欄 〉

- | | | |
|--------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 1) 滞納金の確認 | 無 ・ 有 () | ☐ |
| 2) 納付方法の確認 | 窓口納付 ・ 口座振替 (振替依頼書を渡し済) | ☐ |
| 3) 賦課システムの更新 | | ☐ |
| 4) 組合員名簿兼土地原簿の更新入替 | | ☐ |
| 5) 備考 | | |